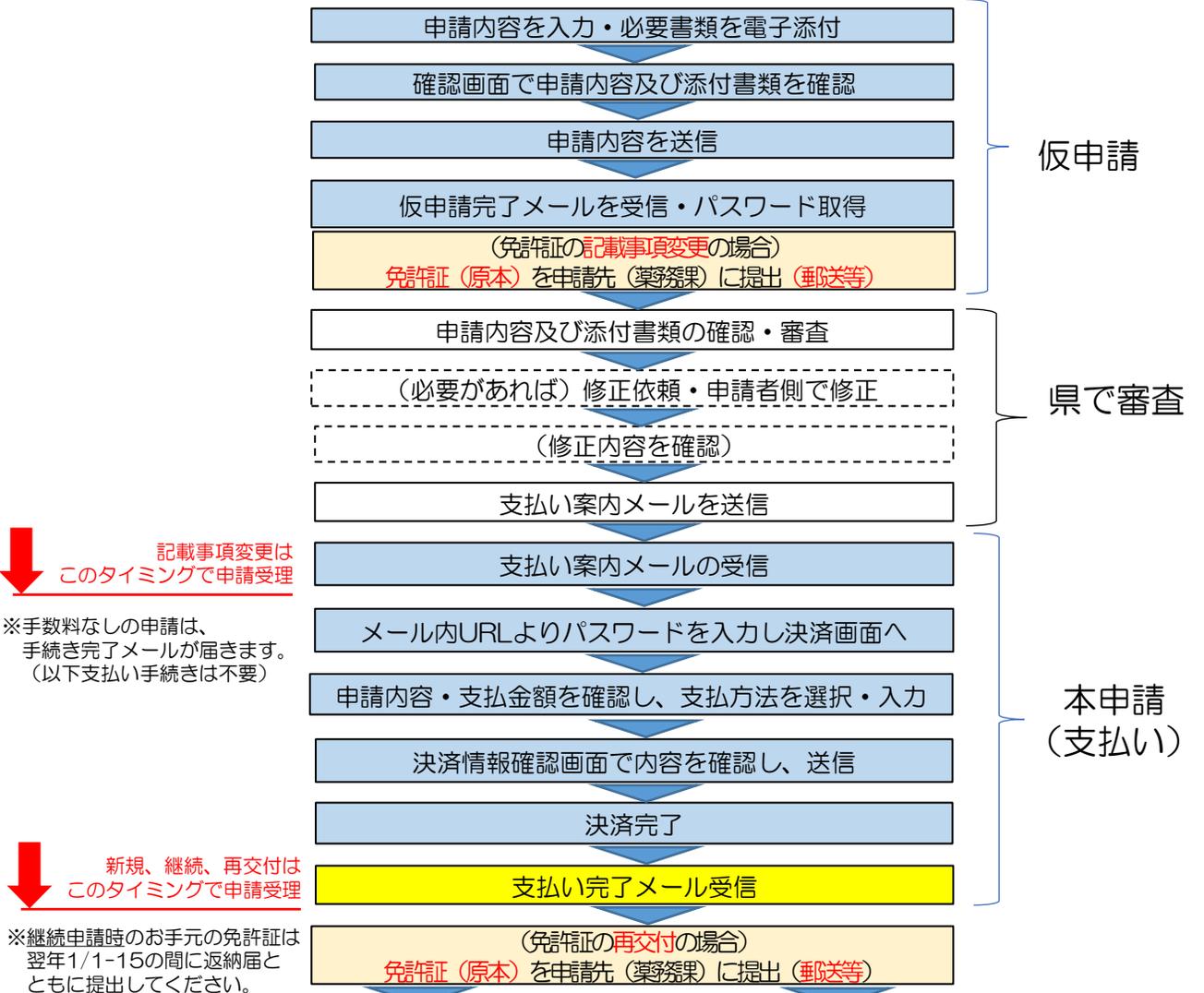


## 02 利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した麻薬施用者・麻薬管理者免許申請等の流れを説明します。
- 本システムは、まず申請フォームに必要事項を入力していただきます（**仮申請**）。
- 仮申請後、申請先（薬務課）での申請内容の確認後に、申請者宛てに支払い案内メールを送付します。  
 ※ 電子申請と併せて、以下の書類については申請先（薬務課）への原本提出（郵送）が必要です。
  - ＜**仮申請後に原本の郵送提出が必要な申請**＞
    - 免許証の記載事項変更届：麻薬施用者・麻薬管理者免許証（原本）
  - ＜**本申請完了後（手数料納付後）に原本の郵送提出が必要な申請**＞
    - 免許証の再交付申請（汚損・破損の場合）：麻薬施用者・麻薬管理者免許証（原本）
- 支払い案内メールに記載のURLから決済（クレジットカード・PayPay）していただき、申請完了となります（**本申請**）。
- 免許証の受け取り方法は、「郵送受取」または「薬務課・保健所受取」が選択可能です。
  - ※ 「郵送受取（郵送料負担）」は、郵送料（530円）を申請手数料と併せて納付していただきます。
  - ※ 「郵送受取（返信用封筒提出）」は申請時に返信用封筒（簡易書留、レターパック等）の提出が必要です。
  - ※ 「薬務課・保健所受取」は免許証発行後、受取窓口から電話連絡があります。  
 継続申請の場合は、更新案内通知に記載の受取期間中に来所願います（電話連絡はありません）。



※郵送受取では、電子決済で郵送料をお支払いいただく方法と、郵送で返信用封筒を提出していただく方法が選択できます。



※継続申請で窓口受取を選択した場合は、更新案内通知に記載の受取期間中に来所願います。